

兵家連

(平成4年9月)

No. 11

発行

兵庫県精神障害者家族連合会

南野三郎

〒652 神戸市兵庫区湊川町3-13-20

TEL 078-521-1367

FAX 078-531-7066



ごあいさつに代えて

兵家連副会長 山本 春義

さる6月初旬、兵家連家族大会が講師に全家連の浅沼常務理事をおむかえして、神戸市立教育会館で開催されました。総会で議決された平成4年度事業計画も実行に入ってはや3ヶ月になります。

兵庫県からの受託事業である家族会指導者研修会も3年目になり、今年は阪神・淡路ブロックがトップになって、7月4日尼崎市立労働福祉会館で開催されました。9月は柏原町、11月は西脇市で来年2月には赤穂市で開催すべく準備が進められております。最近は家族会指導者研修会が講演からパネルディスカッション方式にと内容が変化してきたように思います。数名の方から貴いご経験やご意見を伺うことができます。

一例ですが、ある研修会では通所授産施設での取扱いとして作業時間の少ない通所者には減額して工賃を支払っているがこれは当然であるとのお話しがありました。法内施設では運営上このような割りきった考え方も可能でしょうが、小規模作業所運営家族会会員の一員としては、こう明確な工賃カットのご意見には納得し難い抵抗感を覚えました。「法内施設と小規模作業所の運営の相違」これは今後の家族会の学習課題として取り上げ得る事項の一つではなかろうかと考えます。ともあれ指導者研修会が行事で終ってしまうことのないよう家族の方々の知識として生き、患者さんとの対応に役立ちますよう単位家族会のご配慮を期待申し上げております。

精神保健法も来年(平成5年)は附則9条により政府が必要を認めれば、見直し(改正)される年になっております。全家連では家族会からの意向もふまえて厚生省に意見具申を行ったことが「せんかれん」誌6月号に報告されております。前回の法改正で積み残された諸々の事項とともに、患者さんや家族にとってよりよい精神保健法に改正されることを願っております。

全家連評議員会及び 代表者会議出席報告

副会長 宇野 良三

さる、6月18~19日東京の池之端文化会館と参議院議員会館で、全家連評議会、全国代表者会議が、各都道府県より62名の評議員が出席し開催されました。

評議員会は全家連の総会に当たるもので、昨年度の活動報告、決算報告等と4年度の事業、活動計画等が審議されました。

19日は9時より場所を参議院議員会館に移し国會議員を招いて、精神保健法見直しに向けての決意を表明し、要望書を手交するなど会議は大いに盛り上りました。

評議員会、代表者会議を通じての討論は例年と違い間近に迫った保健法見直しを有利にするとともに、念願の福祉法の制定にどのように繋げていくかに集中しました。来年の見直しの中に社会復帰、福祉施策を大幅に盛り、とくに本年度の事業計画の立案には、昨年全国精神保健福祉センター（恵友記念会館）建設による事務局体制の整備と強化、研究部門、情報収集部門等の新設等によって多様な事業計画の立案に整合性が感じられ、今後の活動の推進が期待できると感じられました。

厚生大臣に提出した要望書の概要

- 高齢化した精神障害者の福祉的な処遇改善のための調査事業
- 在宅障害者福祉振興事業としての社会復帰促進のため、地域住民の理解の促進と家族の教育を目的とした事業と、関係機関の指導者の養成を進めるための研修事業。

3. 精神障害者の保養と交流、授産と宿泊部門も備えた施設として『全国精神保健セミナーハウス』を全家連の事業として2年後の完成を目指して、栃木県の温泉地に設立し、今後全国各ブロック毎の設置を進める。

4. 地域で生活する単身者の日常生活を支援する『在宅生活支援センター』の設置。

5. 社会復帰施設の充実を図るために小規模作業所の質的な改善と充実に公的な補助制度。保護工場の設立。援護寮、福祉ホーム、通所授産施設等、保健法3施設の4分の1自己負担制度の撤廃。

とくに現行保健法に於ける保護義務者制度の改善または削除。精神病の原因研究、治療、社会復帰施策研究費の増額の要求を掲げ政府、国会に要望しています。

この要望が一日も早く実現することが私達の抱える精神障害者の将来の生活の安定に繋がることを考え、会員各位の一層のご支援をお願いする次第です。

精神障害者なんでも相談会

- とき 平成4年12月5日（土）
 ところ 勤労会館（予定）
 ないよう 精神障害者のかかえる医療
 • 福祉に関する相談

兵庫県精神障害者

家族大会に参加して



平成4年度兵家連家族大会が、6月6日神戸市立教育会館で開催されました。

大会は南野会長の開会挨拶に続き総会が開かれ、西浦三郎氏（兵家連理事）を議長に選出して議事が進められました。まず平成3年度事業実績報告及び収支決算報告がなされて報告通り承認され、次いで平成4年度事業計画案、予算案の説明があり原案どおり議決されました。第5号議案社団法人設立に関する決議案は、南野会長が提案説明を行ない会場の大拍手をもって決議されました。

総会が終り小憩後の講演会では、全家連常

務理事浅沼守男氏 山本 春義

務理事浅沼守男氏が「これからの家族会活動」のテーマで、カナダバンクーバーを旅された感想と共に講演されました。また全家連の事業計画並びに活動状況についても説明がありました。要點の一部を記しますと、精神保健法改正の基本方針には福祉法の制定は勿論であるが、現実には困難な面があるので、法に福祉要素を盛りこむことを重点に置いていました。講演後の質問の中で「精神障害者に障害者手帳を望む」との発言がありました。浅沼常務は手帳の名称をどのようなものにするかさまざまな意見があつて検討中のまま今は挫折状況にある。対応として現在の証明書の利用範囲拡大を計つはどうかと考えていると回答されました。今年の大会出席者は昨年より少々減っていた模様ですので、会員への周知方法について一考する必要もあるでしょう。

マインド in KOBE

とき 平成4年10月18日（日）
ところ メリケンパーク
ないよう なんでも名人会、模擬店
映画会等

東播・神戸地区家族会

指導者研修会

とき 平成4年11月7日（土）
ところ 西脇経済センタービル 2階
テーマ 地域社会の中で生きていくために～今、家族は何をなすべきか～

阪神淡路地区家族指導者 研修会を終えて

兵家連会長 齋賀 嘉寿美



平成4年度の第一回阪神淡路地区家族指導者研修会が、去る7月4日尼崎市労働福祉会館に於いて193名の方々の参加を頂き盛会裡に終了いたしました。この研修会を成功させようとの意気込みで、数度に亘る実行委員会、いずれも午後6時からの会合に助言者として出席下さった保健所の職員、兵家連の多田事務局員の皆様には色々とアドバイスをありがとうございました。前日まで降り続いた梅雨

尼家連会長 齋賀 嘉寿美

も当日は梅雨の晴れ間の好天に恵まれ、さほどむし暑くもなく、会場は早朝からつめかけた家族の熱気に包まれました。午前中の行事としてのパネルディスカッションでは5名のパネラーの発言を熱心に聴き、メモをとる家族が多くみられました。予定終了時間の12時を45分もオーバーしましたが、席を立つ人も見受けられず時間が惜しまれました。午後は家族の立場によってABCの3グループに分かれての討論会をおこない、家族の切実な発言で討論の場をもりあげましたが、Bグループ、Cグループにおいては60名に達する人数のため出席者全員の発言が得られず人数の分け方に多少の悔いが残った点、実行委員会として反省しております。最後に当日は兵家連会長をはじめ理事、事務局の方々には大変お世話になりました。厚くお礼を申し上げます。今後共ご指導をお願い致します。

私の短歌手帖より

西宮くぬぎ家族会
窪田佳子

永き病い持つ子と二人黙し食む
窓の外暮れて雨になりたる

夜叉になり菩薩になりて癒えぬ子と
対き合う椅子の片側暗し

垣を越えゆらりと伸びし向日葵の
大き花首わが窓に向く

散りばえる花のごとく遊ぶ子を

母は一本の樹となり目守る

病む子等の家族の会に具体策
ひとつ決まれる帰途の夕映え

家族等指導者一泊研修会開催報告

兵家連理事 西浦 三郎

作業所活動従事者を対象とする第二回目の一泊研修会が、去る8月28～29日の両日にわたり、有馬の宿泊施設瑞宝園を会場にして実施されました。

現在、県下の作業所数は引き続き増加傾向を辿り、その数も24か所に達する一方、作業所には職員（指導員）の配置が進むという、従来になかった新局面を迎えております。

このような情勢を背景に、今回の研修会には家族以上に、大勢の作業所専従職員の方々の参加を見たことが、最大の特徴だったと思います。

また今回の研修会では、「地域における作業所の役割」というテーマに沿って、初日の講演には、作業所活動では全国的にも著名な「まいづる共同作業所」坂田三雄所長さんの実践体験に基づく、貴重なお話を聞きすることができました。

さらにその後の分科会、懇親会、そして翌日のパネルディスカッションと、多彩なプログラムを通じ、参加者全員が熱心に取組み、研修の成果を実らせながら、翌日の午後には研修日程を終えて無事散会いたしました。

当日ご出席の皆様、大変ご苦労様でした。



共同作業所で得たもの

山名 修

私は昭和44年に揖保川病院にお世話になり、院長先生の適切なご指導の下、職員の方々や関係者の皆様のご協力により、平成3年6月より共同作業所に週4日行ける様になりました。

共同作業所は責任者でかつ家族会会长の久保様を始め、家族会の方々のご協力を得て自宅からの通所者10余名が楽しく、陶芸や紙バックの製作に励んでおります。

久保様等から、よく作業に関するご注意を受けますが、どれもこれも当然の事と納得出来ます。又、休憩時には家族会の方々の差し入れがあり、ありがとうございます。

この一年余りで共同作業所で得た教訓は、商品を造るのですから甘えは許されないという事です。極く当たり前のことですが、私にとっては大きな収穫でした。

又、テレビ等で陶芸や紙バックに関する放送があれば、一生懸命見るようになり興味を持てる様になりました。今後とも頑張り一步でも社会に近づく所存です。

(平成4年8月18日記)

作業所紹介

尼崎中央製作所について

尼崎中央家族会 上野 良乃

「尼崎中央作業所＝ホワイトハウス」は、阪神尼崎駅より10分ほど北に歩いた中央保健所の南隣に建つビルの4階の一室にあります。作業所の場所の確保のために色々と住居を探してもみましたが、最終的にこのビルに落ち着いたという訳です。仕事の内容はビニール袋に厚紙をはめ込み、ホッチキスで止めていく作業を行っています。結構、ビニールというのは手間をとらせる代物でその具合よろしくなく、ただいま仕事の内容を検討しています。広さは18畳ほどの小さなお城ですが、大きい冷蔵庫に電子レンジ、そしてりっぱな食器棚（すべていただきもの）、最近クーラーも取りつけられ、充分環境のいい条件で作業所が備えられているのではないかでしょうか。

しかし、精神障害者の働く条件は「環境がよいかから」というだけで解決できないむずかしさをはらんでいます。いくら設備が整っていても仕事ができるということではないからです。彼らにとって精神的な障害を持つことはもちろん、生活の面にまで大きな疾病を持つという二重の負担が強いられているからです。過去先輩の方々の御努力により、家族会が「作業所」をつくることは家族会結成すると同時に並行して行われる状況がつくられてきています。では、家族会が作業所に課する役目がそれで終わったかというとそういう訳にはまいりません。実際、私たちの作業所をみてみると、通所している人のうち一人暮らしの人は多く、また皮肉なことに家族会に登録されている人からの通所者が少ないという現状です。そして、作業所にだけ患者を送り込んでいるけれど家族の者は全く協力しないという否めない事実さえあります。

「作業所」は家族会と両輪しながら活動し始めました。家族会として考えていかなければならぬこと、やっていかなければならないことが山積みされてきています。尼崎中央家族会も早く「作業所のための家族会」から脱皮し、家族会として精神障害者の自立向上のために何をしていくべきなのか、みんなで考えていく力を身につけて「家族会のための作業所」づくりができると願っています。

句帖より
久山 茎一

靈魂はいつもわれわれのまわりにいて呼びかけるが気づかずに通り過ぎるものにはそのまま後を追いかけようなどとはしない。私はいつも

神経をときすまして外からの魂のよびかけを待っている。

桂 信子「草苑」主宰、俳人。

九一・八・一四 朝日新聞

夕刊より

朝早き電話のむこうも蟬しぐれ

病む人の句集送られ蟬時雨

白き杖道叩きつつ炎天下

みなとまち浜木綿の香漂いて

ジョギングのみち柔く月見草

(九一・八・二三)

西家族会作業所開所に当たって

昨年9月に兵家連誌に尼崎西家族会結成の報告をのせて頂き、今まで一年も経ずに作業所開所の御挨拶が出来るとは夢の様に思います。

これも保健所の方々の熱心な御指導のもと、家族もあちこち歩き廻り、一枚の「かしや」の張紙で、今の様に良き家主様御夫妻に出会えたからです。家主様の御理解でトントンと話が進み、良い場所で紙袋の芯入れをして居ります。それに年度変りでもあり、あちこちから備品も頂き何時でも開所出来る様になり、6月1日には尼崎市関係の方々又近くの家族会から祝福をうけ、現在はもう毎日とても手も早く、すっかり仕事が出来る様になりました。

これで又心や体をきたえて、職親制度の職場で勤ける様になる事を最終の目的としたいものです。でも中には熱心のあまり又病院に帰らねばならない方もあり、むずかしいものです。今後も保健所、家族会の皆さん、それに毎日通所されてる皆さん一体となって楽しい職場としてみんなで集まれる所にしたいと願って居ります。よろしく御指導下さいます様お願い致します。

か
み
し
め
よ
う
を
大
き
く
呼
吸
し
再
発
し
た
時
の
こ
と
さ
院
退
院
タ
バ
コ
に
火
を
つ
け
病
気
！
日
当
り
も
よ
く
、
風
通
し
も
よ
い

と
も
か
く
職
を
得
よう

自
活
す
る
ん
だ

四
畳
半
の
ア
パ
ー
ト
は

この
真
新
し
い

退
院

も
う
幾
年
に
な
る
だ
ろ
う

薬
を
飲
み
始
め
て

病
気
は
良
く
な
っ
た
の
か
し
ら

昔
の
自
分
を
想
う

荒
れ
た
毎
日
だ
っ
た

う
す
汚
い
病
室
に

絶
望
と
不
安
の
混
じ
っ
た

お
び
え
切
っ
た
毎
日
だ
っ
た

外
へ
出
たい
、
外
の
空
気
を
吸
い
た
い

鉄
格
子
か
ら
,

自
分
の
み
じ
め
さ
に
涙
し
た
毎
日
だ
っ
た

薬
を
飲
み
始
め
て

児
玉
康
宏

心の相談室ご案内

☆どなたでも相談できます 予約して下さい。

☆手紙による相談はご遠慮下さい。

☆相談は無料です【秘密は厳守します】

(連絡先) 兵家連事務局 多田まで

電話 078-521-1367

投稿のお願い

短歌、俳句、感想、意見等

どんな内容のものでも、又匿名でもかまいません。

ご投稿、お待ちしております。

活 動 日 誌

役員の動き

- | | | | |
|-------|--|-------|---|
| 5月15日 | 兵庫県保健環境部川村隆新部長へ
挨拶 南野会長外4名 | 7月9日 | 会長外副会長、各理事
丹波、但馬地区家族会指導者研修会実行委員会出席。柏原保健所、宇野副会長出席 |
| 5月18日 | 三役会 総会提出議案作成について協議 南野会長外6名 | 7月14日 | 三役会 理事会提案議案の事前協議 南野会長外5名 |
| 5月25日 | 三役会 総会議案(原案)作成
南野会長外7人 | 7月18日 | 理事会 全国統一陳情行動 兵家連財政基盤強化外協議 南野会長外22名 |
| 5月29日 | 三田市「にじの会」総会に講師として西浦理事出席 | 7月18日 | 兵家連誌編集委員会、№11編集について 南野会長外6人 |
| 5月30日 | 理事会 平成4年度総会提出議案の審議
家族大会運営方針打合せ外
南野会長外20名 | 7月23日 | 加古川市すぎなの会家族会に講師として出席 西浦理事 |
| 6月6日 | 平成4年度兵家連家族大会(神戸市立教育会館)南野会長、副会長、各理事 | 7月23日 | 東播地区家族会指導者研修会開催打合せ会 西脇保健所 宇野副会長 多田出席 |
| 6月18日 | 全家連評議員会・全国代表者会議
(東京) 宇野副会長 出席 | 8月11日 | 県知事に陳情書提出 南野会長外5名 |
| 6月19日 | | 8月19日 | 東播地区家族会指導者研修会開催実行委員会 西脇保健所 多田 |
| 6月24日 | 大都市特例の件で県・神戸市に要望書提出 南野会長 宇野副会長
西浦、前川理事 | 8月20日 | 淡路地区家族会懇談会出席 三原保健所 宇野副会長 多田出席 |
| 7月4日 | 阪神・淡路地区家族会指導者研修会(尼崎市立労働福祉会館)南野 | | |

編集後記

「兵家連」発行年3回では間が空きすぎるようにつねづね思いながらも、現事務局体制のもとでは編集ごとに結構忙しい感じにふりまわされております。
 話面向上と、会員間交流のため各位のご投稿をおねがいしたところ、今回は3名の方がご投稿下さり紙面に彩りが出来ました。ありがとうございました。(山本)

精神保健講座 No 6

生活保護法

[生活保護法とは]

病気で働けない、失業していて収入がない、働いても収入が少ないなど、経済的に困り、他に生活のあてのないとき、「最低限度の生活」を保障し、自分の力で生活していくようになるまで援助する制度をいいます。

生活に困窮する人は誰でも保護を受けることができますが、いろいろ条件があります。また、この制度で保障される「最低限度の生活」とは、雨露がしぬげて、日々なんとか食べられる程度のもので、憲法第25条の理念「健康で文化的な最低限度の生活を営む」にはほど遠く、交際費や教養・娯楽費までは保障されていません。とはいっても、この制度を利用して一人暮らしをしている精神障害者はだんだん増えています。大いに活用しましょう。

[保護を受けるための要件]

下の4つの要件を活用してもなお生活が営めないとき、その困る程度に応じて保護を受けることができます。

能力の活用…「働ける人は働きなさい」ということです。

資産の活用…預貯金だけでなく、生命保険も解約して最低生活の維持のために活用することが原則。生活に直接必要な土地、家屋等も売って生活費にあてるとなっています。

扶養義務の履行…親子、兄弟姉妹など扶養義務者で援助できる人がいれば、援助しなければなりません。最近、扶養義務者の援助を厳しく追及する傾向がありますが、扶養義務者が生活に余裕がなければ援助する義務はありません。

他法の活用…年金、傷病手当等他の法律や制度による給付があれば、その手続きを優先します。

[生活保護の種類と基準]

生活保護には、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の7つの扶助があります。また、一時扶助として家屋

の補修費とか、長期入院の後、退院して一人で生活する場合のアパートの敷金、家具・食器、布団代等の費用が出ます。

生活扶助は、全国を1級地-1, 2、2級地-1, 2、3級地-1, 2に分けて基準額を決めています。

[世帯単位の原則]

「保護基準額」より「収入額」が少ないと差額分だけ「生活保護費」が支給されます。「保護基準額」より「収入額」が多いと支給されません。保護基準額や収入額は「世帯」を単位に算出され、入院患者は同一世帯として扱われます。

[収入認定と保護費の決定]

賃金、障害年金収入、生命保険の解約返戻金等は勿論のこと、親・兄弟の援助でも収入として計算されます。ただし、収入額がそのまま「収入」として計算されるのではなく、基礎控除、実費控除があります。収入額から基礎控除額等を引いたものを収入認定額といい、「生活保護基準額」より「収入認定額」が少ないと差額分だけ「生活保護費」が支給されます。

[生活保護の手続き]

居住地の福祉事務所に、本人、扶養義務者、または同居の親族が申請できます。申請には、保護申請書、収入申告書、資産申告書が必要で、他に銀行への預金額照会等の同意書を提出させる福祉事務所もあります。決定までに14日ほどかかります。生活保護に該当すると申請の日から保護が受けられます。入院の場合は、入院した日に申請するよう心掛けましょう。

[例1] 50才の一人暮らしの生活扶助基準額

	食費等	光熱費等	合 計
1級地-1	35,600円	+ 39,360円	= 75,020円
3級地-2	27,640円	+ 30,500円	= 58,140円

障害年金を受給していれば障害者加算がつきます。

[例2] 入院中の患者の日用品費

基準額 21,740円 冬季加算 940円 (11月～3月計上)